

スポーツ団体ガバナンスコード <中央競技団体向け> 遵守状況に関する自己説明及び公表内容

公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟

2021年10月27日現在

番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	【原則1】 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年3月10日の理事会で、「中期計画書（2019年度～2021年度）」が承認され、現在この中期計画に沿った事業運営を行っている。 ・当該中期計画書は、内閣府へ提出するとともに、ホームページで公表している。 ・2020年度に発生した新型コロナウイルス感染症対策として、大会・講習会の開催中止等の施策、選手登録費の来年度への繰越等の対応を行っている。中期計画策定時より経営環境が大きく変化しているため、中期計画書の内容を見直す予定である。 	・中期計画書
2	【原則1】 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、当連盟に正規職員は在籍しておらず、従って研修計画はない。 ・職員採用計画と合わせ策定する予定である。 	・中期計画書
3	【原則1】 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度ごとに事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みについて理事会で審議・承認を行っている。 ・財務の健全性を確保した事業計画を内閣府へ提出するとともに、ホームページで公表している。 ・上記中期計画の見直しと並行して、財務に関する計画（予実対比等）を策定する予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・会計処理規則 ・会計処理細則
4	【原則2】 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>≪外部理事≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年3月14日付で制定した「役員候補者選考方法等に関する規程」において、最初の就任時点で以下の何れにも該当しない者を指すと定義している。 <ul style="list-style-type: none"> ①直近2年間に本連盟の役職員又は正会員であった者 ②地方連盟の役職者である者 ③本連盟の役員又は幹部職員の4親等以内の親族である者。ただし、選考委員会により、法務、会計、ビジネス等の専門的知見による貢献を期待して推薦され選任された場合を除く ・役員候補者選考方法等に関する規程に、外部理事及び女性理事の目標割合をそれぞれ25%、40%と定めている。 ・2021年6月20日付で役員任期満了による改選を行い、外部理事3名、女性理事4名を選任した。割合は外部理事15%、女性理事20%と共に目標割合に届かなかったが、2年後の改選時までに専門委員会活動を活発化させ、理事候補者を育てる土壌づくりを目指していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員候補者選考方法等に関する規程 ・理事・監事名簿
5	【原則2】 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし。 	

スポーツ団体ガバナンスコード <中央競技団体向け> 遵守状況に関する自己説明及び公表内容

公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟

2021年10月27日現在

番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	【原則2】 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・アスリート委員会を設置している。 ・アスリート委員会は、専門委員会規程において「所掌とされる事項を審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる」ことと定めている。 ・役員候補者選考方法等に関する規程に、アスリート委員会の委員長及び委員（男性1名、女性1名）を含むと規定しているが、2021年の役員改選では反映できなかった。2年後の改選時の課題であると認識している。	・アスリート委員会委員名簿 ・役員候補者選考方法等に関する規程
7	【原則2】 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・外部理事（25%以上）及び女性理事（40%以上）の構成割合を図った上で、理事会定員数の検証を行っている。 ・並行して、役付理事の定員数も見直していく。	・定款
8	【原則2】 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・役員候補者選考方法等に関する規程に、役員の選任時の年齢を70歳未満と定めている。 ・激変緩和措置として適用は2023年4月1日としている。	・定款 ・役員候補者選考方法等に関する規程
9	【原則2】 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	・役員候補者選考方法等に関する規程に、「理事の選任は連続5期までとする。ただし、1期の期間を経た後は理事に選任することができる。」と規定している。また、本規定にかかわらず、会長、副会長、専務理事、及び常務理事は連続5期を超えて選任することができるとしている。 ・激変緩和措置として何れの適用も2023年4月1日としている。	・定款 ・役員候補者選考方法等に関する規程
10	【原則2】 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・役員候補者選考方法等に関する規程に、役員候補者選考委員会の設置とその構成員（5名）に有識者を含むことを規定している。 ・6月5日の理事会において、新たな理事及び監事の候補者リストが役員候補者選考委員会より提出され、同理事会で、当該候補者リストを定時社員総会へ上程する旨が承認された。 ・6月20日の定時社員総会での役員改選は、前項の手続きを踏まえ選任している。	・役員候補者選考方法等に関する規程
11	【原則3】 組織運営等に必要な規程を整備すべきである	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・各種規程等を整備している。	・細則 ・倫理規程

スポーツ団体ガバナンスコード <中央競技団体向け> 遵守状況に関する自己説明及び公表内容

公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟

2021年10月27日現在

番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	【原則3】 組織運営等に必要な規程を整備すべきである	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・各種規程等を整備している。	・定款 ・会員規程 ・賛助会員規程 ・監事監査規程 ・専門委員会規程 ・事務所掌規程 ・賞罰規程 ・危機管理規程
13	【原則3】 組織運営等に必要な規程を整備すべきである	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・各種規程等を整備している。	・会計処理規程 ・会計処理細則 ・文書管理規則 ・公印取扱規則 ・個人情報保護規程 ・特定個人情報取扱規程 ・専決事項規則 ・反社会的勢力への対応に関する規程 ・各種契約書
14	【原則3】 組織運営等に必要な規程を整備すべきである	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	・各種規程等を整備している。	・役員の報酬等に関する規程 ・諸謝金規程 ・給与規程 ・就業規則 ・国内旅費規程
15	【原則3】 組織運営等に必要な規程を整備すべきである	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	・寄附金取扱規程を整備している。	・定款 ・寄附金取扱規程

スポーツ団体ガバナンスコード <中央競技団体向け> 遵守状況に関する自己説明及び公表内容

公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟

2021年10月27日現在

番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	【原則3】 組織運営等に必要な規程を整備すべきである	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤法人の財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	・各種規程等を整備している。	・肖像権使用認定規程 ・公認品・推奨品認定規程 ・公認クラブ認定規程 ・公認同好会認定規程 ・公認審査員認定規程 ・公認指導員認定規程
17	【原則3】 組織運営等に必要な規程を整備すべきである	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他の選手の権利保護に関する規程を整備すること	・各種規程等を整備している。	・選手海外派遣規程 ・役員海外派遣規程
18	【原則3】 組織運営等に必要な規程を整備すべきである	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・審査員の選考にあたっては、所定の手続きを経て審査委員長が候補者名簿を作成している。 ・当該名簿は、理事会に報告、その後各人に通知され決定する。 ・一連の選考手続きを定めた規程は存在しないため、制定に向けての検討を行っていく。	・審査員候補者名簿
19	【原則3】 組織運営等に必要な規程を整備すべきである	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	・法律相談の全般として、法律事務所と顧問契約を締結し、業務遂行上に懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 ・公認会計士事務所と契約を締結し、監査・助言を受けれる体制を整えている。 ・会計事務所と顧問契約を締結し、計算書類等の作成、内閣府への報告を含め、財務・税務等の相談をいつでも相談できる体制を整えている。	・法律事務所との顧問契約書 ・公認会計士との契約書 ・会計事務所との顧問契約書
20	【原則4】 コンプライアンス委員会を設置すべきである	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・既にコンプライアンス委員会を設置している。	・組織図 ・専門委員会名簿
21	【原則4】 コンプライアンス委員会を設置すべきである	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者の有識者を配置すること	・当連盟のコンプライアンス委員会は、弁護士2名、公認会計士1名、理事1名の合計4名で構成されている。	・コンプライアンス委員会委員名簿
22	【原則5】 コンプライアンス強化のための教育を実施すること	(1) NF役職員向けのコンプライアンス研修を実施すること	・2019年10月に、①不祥事等に対応する適正なガバナンス体制の再構築、②アンチドーピング活動を始めとするガバナンス体制の確保・継続、③団体運営基盤の強化、を目的としたコンプライアンス・ガバナンス研修会を開催した。 ・役職員が全員受講できるよう、2回目、3回目の開催を計画している。	・コンプライアンス・ガバナンス研修会開催案内

スポーツ団体ガバナンスコード <中央競技団体向け> 遵守状況に関する自己説明及び公表内容

公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟

2021年10月27日現在

番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	【原則5】 コンプライアンス強化のための教育を実施すること	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス研修を実施すること	・2022年度より、選手向けのコンプライアンス研修はアンチドーピング講習会で、また指導者向けの同研修は指導員講習会で実施していく予定である。	
24	【原則5】 コンプライアンス強化のための教育を実施すること	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・2022年度より、審査員認定（更新）講習会でコンプライアンス研修を実施していく予定である。	
25	【原則6】 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられる体制	・法律相談の全般として、法律事務所と顧問契約を締結し、業務遂行上に懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 ・公認会計士事務所と契約を締結し、税務関係の事項や助言を受けられる体制を整えている。 ・会計事務所と顧問契約を締結し、計算書類等の作成、内閣府への報告を含め、財務・税務等の相談をいつでも相談できる体制を整えている。	・法律事務所との顧問契約書 ・公認会計士との契約書 ・会計事務所との顧問契約書
26	【原則6】 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・監事、公認会計士事務所、会計事務所の指摘、助言を得て、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守している。	・会計処理規則 ・会計処理細則 ・寄附金取扱規程
27	【原則6】 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・助成元における要項等の定めに従って、適切に処理し、助成元における監査を受けている。 ・上項（2）の体制により、会計処理規則・会計処理細則の定めに基づき、手続きや科目等適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係る監査を受けている。	・倫理規程 ・会計処理規則 ・会計処理細則
28	【原則7】 適切な情報開示を行うべきである	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他）を事務局に常備し、要請に応じて閲覧できる状況にある。 ・事業・決算報告書をはじめ、各種規程をホームページで開示している。	・法定備置書類 ・事業・決算報告書・各種規程のホームページ開示
29	【原則7】 適切な情報開示を行うべきである	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ①選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・選手海外派遣規程をホームページで開示している。	・選手海外派遣規程
30	【原則7】 適切な情報開示を行うべきである	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ②ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・当連盟の遵守状況をホームページで開示している。	・遵守状況のホームページ開示

スポーツ団体ガバナンスコード <中央競技団体向け> 遵守状況に関する自己説明及び公表内容

公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟

2021年10月27日現在

番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	【原則8】 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・倫理規程第7条において、「本連盟役員、委員、職員は、その職務の執行に際し、本連盟と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示その他本連盟が定める所定の手続に従わなければならない。」と定めている。 ・実際の組織運営、業務運営上も利益相反に常に留意している。	・倫理規程
32	【原則8】 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	・当連盟の実情を踏まえ、現実が生じ得る具体的な例を想定して、可能な限り分かり易い基準を策定する。	・倫理規程
33	【原則9】 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・通報制度は倫理規程第10条（運用）に規定し、通報窓口はコンプライアンス委員会内に設置している。	・倫理規程
34	【原則9】 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・通報相談窓口は弁護士となっており、また通報内容を処理するコンプライアンス委員会は、弁護士、公認会計士がメンバーに含まれている。	・コンプライアンス委員会委員名簿
35	【原則10】 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続きを定め、周知すること	・倫理規程第10条（運用）に、違法行為や倫理規程に反する行為が行われた場合の手続きを定めている。 ・賞罰規程第4条（処分）に、処分となる行為を規定しており、また処分の種類及び決定については同規程第5条に定めている。 ・アンチドーピング規程第6条（本連盟が課す制裁措置）に、罰則金を含む制裁措置を定めている。	・倫理規程 ・賞罰規程 ・アンチドーピング規程
36	【原則10】 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・倫理規程第10条（運用）に、コンプライアンス委員会が調査、審査を行い、理事会に報告する旨を定めている。 ・コンプライアンス委員会のメンバーには、中立性、専門性を有する弁護士、公認会計士が含まれている。	・倫理規程 ・コンプライアンス委員会委員名簿
37	【原則11】 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・細則第19条（スポーツ仲裁機構）に、競技またはその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されると定めている。	・細則

スポーツ団体ガバナンスコード <中央競技団体向け> 遵守状況に関する自己説明及び公表内容

公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟

2021年10月27日現在

番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	【原則11】 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知している。	・日本スポーツ仲裁機構のホームページに、スポーツ仲裁自動応答条項を採択している団体として公表されている
39	【原則12】 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・危機及び危機管理について定めた危機管理規程を2016年3月に制定している。	・危機管理規程
40	【原則12】 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである	(2) 不祥事が発生した場合には、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・危機管理体制については、危機管理規程第4条（役職員の責務）に定めている。 ・不祥事対応体制については、倫理規程第10条（運用）に定めている。	・危機管理規程 ・倫理規程
41	【原則12】 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・当連盟は、過去4年間において、不祥事に伴う外部調査委員会は設置していない。	・倫理規程
42	【原則13】 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・定款第5条（法人の構成員）に、会員資格を定めている。 ・細則第1条（地方連盟）に、地方連盟の役割を定めている。 ・地方連盟規約の雛型を用意し、そこに地方連盟の事業、組織、加盟、体制の詳細を定めている。	・定款 ・細則 ・地方連盟規約（雛型）

スポーツ団体ガバナンスコード <中央競技団体向け> 遵守状況に関する自己説明及び公表内容

公益社団法人日本ボディビル・フィットネス連盟

2021年10月27日現在

番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
43	【原則13】 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・社員総会やガバナンス研修会を通じて、地方連盟への情報提供を行っている。	・コンプライアンス・ガバナンス研修会開催案内